

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年11月21日

奈良県知事 山下 真

1. 公募概要

(1) 公募件名

奈良県土木積算システム発注検討業務

(2) 履行場所

奈良県県土マネジメント部技術管理課

(3) 業務量の目安

22,000,000円（消費税込み）を限度とします。

(4) 公募内容

応募要領及び仕様書による

(5) 履行期限

令和7年3月28日（金）

(6) 電子契約の可否

① 可とします。

② 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を3. 参加の手続きで示す参加表明書とあわせて提出してください。

2. 公募参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q2電算業務」及び「Q4検査・分析・調査業務」の両方に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (7) 令和元年度から令和5年度までの過去5年間において、RFP策定（提案依頼書）やITコンサルティング業務の契約を国、地方公共団体又は常用労働者1000人以上の企業を相手方として、2回以上締結しかつこれらをすべて履行した者であること。
- (8) この業務を行う期間中、業務責任者を配置すること。業務責任者は①及び②のいずれかの資格又は実績を有すること。
- ①資格：情報処理推進機構（IPA）の「ITストラテジスト」
- ②実績：「国、地方公共団体における土木積算システム」又は「常用労働者1000人以上の企業が導入している見積作成等の工事価格を算定するシステム」の開発時又は改修時における要件定義、コンサルティング業務に従事した経験を有する者
- ※ 業務責任者とは、本業務の総合的な責任を持つ人物であり、打合せ等に毎回出席する主担当者とする。
- 注 打合せ等とは県が必要と判断する主要な会議についてとする。またWeb会議システムでの参加も認める。当日所用等で参加できない場合でも重要内容について電話やメール等で速やかに内容を確認できる連絡体制が確保されている場合には欠席を認めるものとする。

3. 参加の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「2. 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 提出期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月2日（月）まで

（土、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで）

(2) 連絡先又は提出先等

奈良県県土マネジメント部 技術管理課 土木検査・積算情報係

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁分庁舎6階）

電話：0742-27-7607

(3) 提出方法

持参又は書留郵送（いずれの場合も、上記（1）の期間内に、必要な書類全てが上記（2）宛てに到着する必要があります。）

書留郵便の場合は封筒の表に「業務名」及び「参加表明書在中」を朱書きしてください。

(4) 提出書類

正本1部、副本1部及び電子媒体を提出してください。

① 参加表明書（様式1）

② 業務体制・事業実績等（様式2～様式5）

またその内容を確認できる資料として、資格等を証明する書面の写し等及び雇用関係を証明する書面（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、業務責任者については、参加表明書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。

③ 法人登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）（1部のみ、副本不要）

(5) 参考資料

参加表明書の作成にあたり、閲覧（貸与）資料はありません。

4. 質問の受付と回答

(1) 質問受付期間

公募開始日から令和6年11月26日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

仕様書の内容についての質問は、「様式7」の質問票により電子メールで、件名を「奈良県土木積算システム発注検討業務委託 質問書」明記し送付してください。

なお、電話での質疑応答は行いませんのでご注意ください。

メールアドレス：gi_jutsu@office.pref.nara.lg.jp

※ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(3) 質問回答

令和6年11月29日（金）に以下の奈良県ホームページアドレスに掲載します。

アドレス：<http://www.pref.nara.jp/4285.htm>

5. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年12月12日（木）まで

（土、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで）

(2) 連絡先又は提出先等

3. 参加表明書（2）連絡先又は提出先等と同じ

(3) 提出方法

持参又は書留郵送（いずれの場合も、上記（1）の期間内に、必要な書類全てが上記（2）宛てに到着する必要があります。）

書留郵便の場合は封筒の表に＜業務名＞及び「企画提案書在中」を朱書きしてください。

(4) 提出書類

① 企画提案書（様式6）

正本1部、副本6部及び電子媒体を提出してください。

② 見積書

正本1部及び電子媒体を提出してください。

(5) 参考資料の閲覧（貸与）方法

企画提案書の提出依頼の通知時に指定します。

(6) ヒアリング実施の有無等

必要に応じて実施します。

6. 受託業者の特定

(1) 特定方法について

提出された参加表明書及び企画提案書について、「（2）評価基準」（合計100点）に基づき審査し、最高得点者を受託業者として特定します。

① 通知について

企画提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった場合は「非特定通知書」により通知します。

② 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

③ その他

技術審査委員会事務局を担当する部課等

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課土木検査・積算情報係

電 話 0742-27-7608（直通）

(2) 評価基準

評価項目		審査内容	配点
1	基本方針	目的に対する基本方針・コンセプト	10点
2	実施体制	会社の実績	10点
	実施体制及び担当実績		10点
3	業務内容	現状把握分析	15点
		構想案策定	15点
		R F I の実施	10点
		調達仕様書案の作成	15点
4	その他	自由提案	10点
5	見積	見積書	5点
合計			100点

※ 企画提案書は、県が設置する審査委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者を受託業者として特定します。

※ 提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

7. 参加表明書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書の表紙は様式1により作成してください。
- (3) 評価基準の「2 実施体制」については、参加表明書の様式2～5を基に評価します。
- (4) その他
 - ① 提出された参加表明書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
 - ② 提出された参加表明書は返却しません。
 - ③ 提出された参加表明書の提出期限以降における再提出は認めません。
 - ④ 提出された参加表明書が適正でない場合（未記載を含みます。）は本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。

8. 企画提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 企画提案書の表紙は様式6により作成してください。
- (3) 記載項目
次の項目について記載してください。
 - ① 「評価項目1 基本方針」
仕様書全般を確認の上、本業務を受託する際の基本方針について、貴社として提案する内容を記載してください。
 - ② 「評価項目3 業務内容」
 - ア「現状把握分析」
仕様書（第2 業務内容＞1 現状把握分析）を確認の上、現状把握分析を行うにあたって現時点で貴社が考えている実施内容やその手法等を提案してください。
 - イ「構想案策定」
仕様書（第2 業務内容＞2 構想策定）を確認の上、現時点で貴社が考えている作成方法、掲載項目、作成単位等を実績や理由を加味して示してください。
 - ウ「RFIの実施」
仕様書（第2 業務内容＞4 要件定義＞1）RFIの実施）を確認の上、RFIの実施にあたり、現時点で貴社が考えている実施に必要な資料や記載事項及びその資料を作成するための作業項目を示してください。またシステム事業者と対応するための本県への支援内容について提案してください。
 - エ「調達仕様書案の作成」
仕様書（第2 業務内容＞5 調達仕様書案一式の作成支援＞①調達仕様書案等の作成）を確認の上、調達仕様書案の作成方法等について、現時点で貴社が考えているものを実績や理由を加味して提案してください。また、調達仕様書案に掲載すべきと考えられる項目等を示してください。
 - ④ 「評価項目4 その他（自由提案）」
仕様書記載事項の業務範囲を拡大した内容や記載事項以外に、貴社として提案できることをその提案内容を導入することに伴う効果と併せて自由に記載してください。なお、提案にあたり次の事項に留意してください。
 - ・自由提案事項のうち、本県にとって有用な提案は、本業務を委託する際に契約内容に含める事を想定しています。そのため、実現するにあたり必要となる費用は、(3) ⑤の見積書に記載する見積額に含んでください。

⑤ 「見積書」

別紙「委託仕様書」の全ての業務（企画提案書の内容を含む。）に要する費用について記載してください。なお項目ごとの内訳も記載し見積額とその積算根拠を示し企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。

※ 見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税を除いた金額です。

※ 提出された参考見積について、1.（3）で示す業務量の目安の限度額を超えている場合又は委託仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については特定しません。

(4) 注意事項等

① 作成にあたっては極力社名がわからないような記載で作成してください。

② 専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現で記載してください。

③ 書式等

ア A4縦横どちらでも構いません。

イ 文字は10.5ポイント以上とし図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。

ウ 様式6を除いて20ページ以内で作成してください。超過した場合は、超過したページに記載された内容は評価の対象となりません。

③ 提出していただいた企画提案書等の書類については、返却いたしません。

(5) 辞退について

企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(8) その他

① 提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

② 特定されなかった提出者の企画提案書は返却します。

③ 提出された企画提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

④ 提出期限までに企画提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を超過した時をもって辞退したものとみなします。

⑤ 提出された企画提案書が適正でない場合（未記載及び技術提案等の内容が企画提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は無効となります。

⑥ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

⑦ 提出された企画提案書について、本公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は無効とすることがあります。

9. その他

(1) 契約の締結

「6. 受託業者の特定」により特定した者と契約を締結することとなります。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。

(3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は企画提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

- (4) 本業務説明書及び特定された企画提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。
- (7) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式（公募型）実施要領」によるものとします。（以下の奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページアドレスに掲載しています。）
ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/32928.htm>
- (8) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続きを行ってください。
- (9) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。
- ① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 前②に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) (9) ⑧の規定による届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- (11) 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3

条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上